

学校法人福原学園
九州女子短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

九州女子短期大学の概要

設置者	学校法人 福原学園
理事長	福原 公子
学 長	奥田 俊博
A L O	船津 京太郎
開設年月日	昭和 35 年 4 月 1 日
所在地	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘 1-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
子ども健康学科		150
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	子ども健康学専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

九州女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月23日付で九州女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

九州女子短期大学の設置母体である福原学園の建学の精神は、「自律処行」であり、短期大学はその精神を学是として教育研究活動を行っている。学園創立60周年を機に、在学生・教職員に建学の精神のより一層の浸透を図るため、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。

地域社会との連携に力を入れ、地域教育実践研究センターを設置し、「学生の質保証の強化」、「教育・研究機能の活用」及び「地域社会との共生」を3本柱に地域連携事業に取り組んでいる。

短期大学及び学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、学則に「人材養成及び教育研究上の目的」として定め、学生便覧やウェブサイトにより学内外に公表している。

短期大学及び学科の学習成果は卒業認定・学位授与の方針に明示され、それぞれ「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性・協働性・倫理性」の3要素で構成されている。また、三つの方針は相互に関連付けられ一体的に定められ、入学から卒業に至るまで、三つの方針を踏まえた教育研究活動が行われている。

自己点検・評価活動は規程に基づき、委員会を中心に活動を行っており、報告書はウェブサイトで公表している。

学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則に定める「人材養成及び教育の研究上の目的」に基づき、学習成果の3要素で構成されている。学科の教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。教養教育科目は、実社会で必要とされる教養の習得を目的に編成され、職業教育ではキャリア支援科目を必修科目として配置し、学生が就業意識や職業観を身につけることができる取り組みを行っている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針を達成するための具体的な学生像を示している。入学者選抜では多様な方法が設定され、それぞれに選考基準を設け公正かつ適正に実施されている。

学習成果の獲得状況については、4つのアンケートによる確認のほか、免許・資格取得状況及び就職率・進路決定率等によって測定・評価している。

卒業後評価の取組みでは、就職先へのアンケートや教育実習・保育実習先からの意見聴取を実施し、その結果については学科会議における教員間で共有し、授業の改善等を実施している。

学習支援として、入学試験合格者への入学前教育課題等の送付、入学後の定期的なオリエンテーションの実施、学生の学習に関する相談や基礎学力不足に対する個別指導等を行っている。学生の生活支援は学生部委員会を設置し、併設大学と合同で運営している。就職支援では就職委員会を置き、免許・資格取得関連の講座では模擬試験とその事後指導を行っている。

教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき編制し、短期大学設置基準を充足している。教育活動及び研究活動等に係る個人点検・評価報告書の導入により、研究時間確保につながる体制が整えられている。FD活動は規程を整備し、FD活動を推進するとともに授業・教育方法の改善を行っている。

事務組織は、組織規則により責任体制を明確にしている。事務職員の能力や適性を十分に発揮でき、またコミュニケーションや情報共有がしやすい職場環境づくりに取り組んでいる。SD活動は研修委員会規程に基づき実施されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場及び体育館は適切に整備し、各校舎は障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室等を整備し、教室内には免許・資格取得に要する機器・器具等を備えている。図書館は、学生・教職員の資料収集や学習に配慮し整備されている。

施設設備は、経理規則に基づき固定資産及び物品管理規程を定め、適切に維持管理が行われ、防火・防災については規程を整備し定期的な点検・整備を実施している。情報セキュリティ対策は規程に基づき情報の保護・活用及びセキュリティ水準の維持向上を図っている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育目的を理解し、学校法人の代表としてリーダーシップを発揮し学校法人運営を主導している。理事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、学長選考規則に定められた選考基準により選考され、教学運営の最高責任者として、短期大学運営全般にリーダーシップを発揮している。学則に基づく教授会として3つの委員会を設置し、これら機能別教授会を学長に意見を述べる諮問機関として位置付けており、学長はそれらの意見を参酌して最終的な判断を行っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、法令等に基づき、理事長を含め役員の評議員として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、ウェブサイトにおいて教育情報及び学校法人の情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地域教育実践研究センターの事業として、学生組織である「キャラバン隊」は、芦屋町との包括的地域連携協定に基づき、模擬保育、模擬授業などを出前保育として展開している。「キャラバン隊」の活動では、実践力だけでなく学生の創造性、意欲及び問題解決能力など総合的な人間力の育成を目的とし、地域社会との交流活動を積極的に行っている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学習成果の査定においては、4つのアンケート調査による改善活動のほか、GPA 分布図に基づいた GPA1.5 未満の学生を対象とした組織的な修学支援、2年間の学びを可視化する「学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）」の作成等、教育活動における課題の発見、改善に向けての PDCA サイクルが機能している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 学生の主体的な学びの力を高めるため、幼稚園教諭の模擬教室、養護教諭の模擬保健室、保育士の保育ルームのほか、和作法室やアクティブラーニングスタジオ等、学科の教育課程に合わせた施設整備が充実している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 防火・防災に関する防火防災管理規程には防火防災訓練を年1回以上行うことが規定されているが、令和2年度から防火防災訓練が実施されていないため、学生の参加も含めた防火防災訓練実施の改善が望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

九州女子短期大学の設置母体である福原学園の建学の精神は、「自律処行」であり、短期大学はその精神を学是として教育研究活動を行っている。学園創立 60 周年を機に、在学生・教職員に建学の精神のより一層の浸透を図るため、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一し、学則にも明記した。建学の精神は入学式の学長講話をはじめ、大学案内、入学試験要項などの各種印刷物、及びウェブサイトへの掲載により学内外に表明している。

「地域に根差した実践教育を展開する大学」として地域社会との連携に力を入れ、地域教育実践研究センターを設置し、「学生の質保証の強化」、「教育・研究機能の活用」及び「地域社会との共生」を 3 本柱に地域連携事業に取り組んでいる。その事業においては、芦屋町との包括的地域連携協定に基づき模擬保育、模擬授業などを出前型保育として展開する学生キャラバン隊の活動も行われている。

短期大学及び学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、学則に「人材養成及び教育研究上の目的」として定めており、学生便覧や「教員ハンドブック」、ウェブサイトにより学内外に公表している。

短期大学及び学科の学習成果は、卒業までに達成すべきものとして卒業認定・学位授与の方針に明確に示されており、それぞれ「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性・協働性・倫理性」の 3 要素で構成されている。また、三つの方針は、学則に示す教育目的を踏まえ、相互に関連付けられ一体的に定められており、入学から卒業に至るまで、三つの方針を踏まえた教育研究活動が行われている。

自己点検・評価活動は、規程に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価報告書の作成を中心として実践している。自己点検・評価報告書は、同委員会による原案作成後、委員会等において教職員からの意見聴取等を経て、学長が決定の上、ウェブサイトで公表している。また、部長以上の役職者、事務局長及び外部有識者等を構成員とする「九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会」において、毎年、三つの方針に照らした教育活動の適切性等の検証・評価を行うとともに、それらの点検・評価の結果を踏まえて、教育の効果の向上・充実に努めている。

教育の質保証への取り組みとしては、「教育の質の保証に係る PDCA サイクル」を活用して教育の向上・充実に努めている。また、教育活動の点検・評価に係るアセスメントプラ

ンを策定し、IR 推進委員会を中心にアセスメントプランに基づく点検・評価に着手している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則に示す「人材養成及び教育の研究上の目的」に基づき、学習成果である 3 要素で構成されている。

学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成され、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状及び保育士資格取得を踏まえて科目を配置している。教育課程の点検・改善については、授業科目の連携や年次配当を示したカリキュラムフローチャートを作成し、科目配置の適切性について継続的に点検を行っている。なお、年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修に関する規程を定めて運用しているが、学則上にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

教養教育科目は、実社会で必要とされる教養を身につけることを目的に編成され、専門教育科目において、教養教育科目で習得した知識の理解が深められる構成となっている。授業フィードバック・アンケートが実施され、その結果を基に教員の個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）が作成されるほか、学外テストを利用し、学生の基礎学力等の経年変化等の客観的データを把握し、シラバス作成や学生指導等の改善に取り組んでいる。職業教育では、キャリア支援科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を必修科目として配置し、学生が就業意識や職業観を身につけることができる取り組みを行っている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針を達成するための具体的な学生像を示している。入学者選抜では多様な方法が設定されており、それぞれに選考基準が設けられ、公正かつ適正に実施されている。

学習成果の査定においては、4つのアンケート調査による改善活動のほか、GPA 分布図に基づいた GPA1.5 未満の学生を対象とした組織的な修学支援、2年間の学びを可視化する「学修の軌跡と成果（ディプロマ・サプリメント）」の作成等、教育活動における課題の発見、改善に向けての PDCA サイクルが機能している。

卒業後評価として、卒業生に関する就職先へのアンケートや教育実習・保育実習先からの意見聴取を実施している。得られた情報は学科会議において教員間で共有し、授業の改善等を実施している。

学習支援として、入学試験合格者には、入学前教育課題に関する資料及び入学手続きに関する冊子を送付し、入学後は定期的にオリエンテーションを実施し、履修指導等を行っている。学生からの学習に関する相談や基礎学力不足に対する個別指導については、オフィスアワー等を利用して対応し、また学生の修学状況には、子ども健康学科、キャリア支援課及び教務課が連絡を密に取り、組織的に対応している。

学生の生活支援の組織として、教職員で構成された学生部委員会を設置し、併設大学と合同で運営しており、健康管理やカウンセリング体制も、施設・職員共に十分な環境が整備されている。また、独自の奨学金等を設け、経済的支援を行っている。

新入生に対して、新入生研修で得た知識（学生便覧内容や実習内規等）を基にした学生

便覧テストを実施するなど、学生の理解向上のための工夫がみられ、かつ必要な解説によって支援している。履修マニュアルと免許・資格取得のための冊子を「履修ガイド」に整理統合して、理解を容易にするための工夫がなされている。

進路支援については、就職委員会において併設大学と合同で対応している。面談専用の施設において、キャリアカウンセラーが学生からの相談に応じる環境を整えている。免許・資格取得関連の講座を開講し、模擬試験とその事後指導を行っている。また、卒業時の就職状況を集計し、1年生対象の就職ガイダンスでの指導に活用している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置しており、短期大学設置基準に規定する教員数を充足している。教員の採用や昇任は、規程に基づき実施されている。教育活動及び研究活動等に係る個人点検・評価報告書の導入により、研究時間確保につながる体制が整えられ、研究成果にもその効果が表れている。研究倫理については、規程に基づき委員会を設置し不正行為の防止に取り組んでおり、研究者倫理教育は学外の研究倫理eラーニングの受講を全教員に義務付けている。FD活動は規程を整備し、FD活動を推進するとともに授業・教育方法の改善を行っている。

事務組織は、組織規則により責任体制を明確にしている。事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう、共同作業スペース、情報機器及び備品等が整備され、コミュニケーションや情報共有がしやすい職場環境づくりに取り組んでいる。また、毎週月曜日の事務連絡会や毎朝始業時に課内ミーティングを行い日常的な業務の見直しや事務処理の点検・改善に取り組んでおり、SD活動は研修委員会規程に基づき実施されている。

教職員の就業に関する諸規程は、学内ネットワークのポータルサイト専用ページの利用により教職員の常時閲覧を可能とし、グループウェア内の機能により、出張、年休及び超過勤務等、勤怠全般の申請が可能であり、就業は適正に管理されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場及び体育館についても適切に整備されている。各校舎にはエレベーターやスロープを設置するとともに、多目的トイレや階段には手摺りを設け障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を整備し、教室内には免許・資格取得に要する機器・器具、標本等を備えている。ICT（情報通信技術）化に対応する情報処理演習室を整備し、学生が授業外の時間に自由に使用可能な「PCオープンルーム」も整備している。図書館は、閲覧座席や個人閲覧用のAVブース席のほか、小会議室、AV・ブラウジングルーム、多目的学習室を整備し、学生・教職員の資料収集や学習に配慮している。

施設設備の維持管理に関する規則等に基づき、その維持、使用、整理及び使用秩序について適切に行っている。防火・防災については規程を整備し定期的な点検・整備を実施している。なお、令和2年度以降、防火防災訓練が実施されていないため、学生の参加も含めた防火防災訓練実施の改善が望まれる。

情報セキュリティ対策は規程に基づき情報の保護と活用及びセキュリティ水準の維持向上を図っている。学生をはじめとする個人情報保護に関しても、規程に基づき、組織的に対策を講じている。学内には学内LANを整備し、情報処理演習教室、講義室、図書館や

教員の研究室等でコンピュータを接続させ、利用者ごとに準備したネットワークドライブを利用することができる。また、無線 LAN を利用するためのアクセスポイントを教室や廊下等各所に設置し、学生の学習支援に必要な情報処理環境を整備している。

財務状況について、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育目的を理解し、少子化が進行する中で、入学志願者・入学者の確保を最重要課題に掲げ、学校法人の代表としてリーダーシップを発揮し学校法人運営を主導している。理事会は、寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として重要事項の審議・意思決定を行っており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し、法令及び寄附行為に基づき適切に運営されている。理事も法令及び寄附行為に基づき、適切に構成されている。

学長は、学長選考規則に定められた選考基準により選考され、教学運営の最高責任者として、短期大学運営全般にリーダーシップを発揮している。学則に基づく教授会として、教育運営委員会、入学試験委員会及び教員人事計画委員会を設置し、それぞれの審議事項を明確化するとともに、これら機能別教授会を学長に意見を述べる諮問機関として位置付けており、学長はそれらの意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、学長は、建学の精神である学是「自律処行」に基づく教育研究活動の推進とガバナンス強化の観点から、評議会の下に各種委員会を設置し、教育研究活動の活性化を図っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるなど、監査業務を適切に行っている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、法令等に基づき開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、ウェブサイトにおいて教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等を公表している。また、私立学校法に定められた学校法人の情報についても、同様にウェブサイトにおいて公表・公開している。